

重要事項説明書兼【契約書別紙】

令和5年4月1日現在

リハビリ専門デイ アクティブホーム(地域密着型通所介護・北九州市予防給付型通所サービス)

1、利用者に関する事項

氏名 様

要介護	1	2	3	4	5
-----	---	---	---	---	---

2、事業所概要

①要支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	リハビリ専門デイ アクティブホーム
所在地	北九州市戸畑区浅生三丁目2番20号
管理者の氏名	成松 真実
電話番号	093-616-2017
FAX番号	093-616-2018
サービスの種類	地域密着型通所介護・北九州市予防給付型通所サービス
事業者指定番号	4090300205
サービス提供地域	戸畑区・八幡東区及び若松区の一部・小倉北区の一部

※上記の地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

②事業所の職員体制

職種	員数						職務内容
	常勤		非常勤		合計		
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			0	1	従業者の管理及び業務の管理を一元化に行うとともに法令等に規定されている通所介護事業の実施に関し、従業者に対し順守すべき事項について指揮、命令を行います。
生活相談員		1		4	0	3	利用者の生活の向上を図るため適切な相談その他を行います。
介護職員	1			4	1	4	地域密着型通所介護及び予防給付型通所サービスにおける介護の提供を行います。
機能訓練指導員	2		3	3	5	3	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行います。
看護職員	0	0	0	3	0	3	看護(心身の健康管理、保健衛生管理など)の提供を行います。

③サービス提供の時間帯

営業日	月曜日～土曜日。但し、8月13日～15日及び12月30日～1月3日は除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとします。
通所介護サービス提供対応日	月曜日～土曜日。但し、8月13日～15日及び12月30日～1月3日は除きます。
通所介護サービス対応時間帯	午前9時30分～午後4時30分まで《送迎時間を除く》
通所介護サービス延長時間	対応なし

④利用定員

午前9時30分～午後4時30分	1単位	18名
-----------------	-----	-----

3、事業の目的と運営方針

(1)事業の目的

合同会社ライフが開設する『リハビリ専門デイ アクティブホーム』が行う地域密着型通所介護及び北九州市予防給付型通所サービス(以下、単に「通所介護」という。)事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の心身的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう援助することを目的とします。

(2)運営方針

- ①本事業は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②通所介護は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- ③通所介護の提供に当たっては通所介護計画・予防給付型通所サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことが出来るよう必要な援助を行います。
- ④通所介護の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ⑤通所介護の提供に当たっては、ノーリフティングケアを推奨していき、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ⑥通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他の必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。
- ⑦事業者は自らはその提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(3)サービスの特徴

- ①経営理念
利用者1人1人が『自分らしく生きる』ことを目標に、『その人が望む生活がいつまでもできる』ように意味のある機能訓練を提供しチームでサポートしていきます。
また利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、専門職である理学療法士等が必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能、活動、参加等などの生活機能の維持・向上を図り、在宅生活の継続が可能な限り行えるように貢献していきます。
- ②従業員研修の実施
採用時研修(採用後3ヶ月以内)、事業所内での定期的な研修などで経営理念や介護保険関係法令の遵守の徹底及び介護技術の向上に努めています。
- ③各種マニュアル
介護サービス従業者に必要なマニュアルを作成し、サービスの標準化及び質の向上に努めます。

4、通所介護計画の策定

サービスの提供に当たっては居宅サービス計画に沿って通所介護計画を作成し、提供するサービス内容について説明し、同意を得た上で実施します。
尚、提供時間は居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

5、利用者負担金など

(1)利用者負担金

- ①通所介護を提供した利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その1割又は2割・3割の額をお支払いください。
- ②サービス費が介護保険の支給限度額を超える部分についてはサービス費全額(10割)をお支払い頂きます。
- ③保険料の滞納などにより、サービス費の1割又は2割・3割の「利用者負担金」で利用できなくなった場合は、一旦サービス費全額をお支払い頂き、後日、保険者からの保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要になります。

(2)通所介護料

別紙ご参照ください。

(3)利用者負担金のお支払い

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求いたします。

利用者は翌月26日に自動口座引き落としにてお支払いいただきます。

その他の支払方法についてはご相談に応じます。

(4)領収書の発行

利用者負担金のお支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(5)サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者の心身の状態などの変化が見られた場合
 - ・利用者又は家族は速やかに事業所に連絡するようにお願いします。
- ②事業所の設備、備品を利用する場合
 - ・事業所の従業者の指示に従っていただきます。
- ③迷惑行為等
 - ・騒音など他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。
 - ・むやみに他の利用者の持ち物に触れないようにお願いします。
- ④喫煙・飲酒について
 - ・当施設は禁煙です。喫煙はお断りしています。
 - ・飲酒は出来ません。

⑤貴重品の取り扱いについて

- ・基本的には利用者の判断によりますが、利用者の判断がつかない場合は、家族と事業者が話し合い、管理の方法を決めます。

⑥従業員に対する贈り物や飲食などのおもてなし

- ・一切お受けできません。

6、非常災害対策

- ①事業者は地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保と最優先とした非難、誘導等の措置をとります。
- ②事業所は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じます。
- ③事業所は、消火設備、救急品、避難用具等の備付及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路等について、研修等により従業員に周知徹底を図ります。
- ④事業者は、防火管理者を配置し、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防火訓練を年2回以上行います。

7、感染症の予防及び蔓延防止のための対策

- (1)感染症及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)を設置し、利用者の状況や社会情勢に応じ定期的に開催します。(6カ月に1回以上)。
- (2)感染の予防及び蔓延の防止のための指針を設置し平常時の対策、発生時の対応など円滑かつ安全に実施できるように努めます。
- (3)感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を、年1回移乗実施し、指針に基づいた感染対策を徹底できるよう努めます。

8、緊急時、事故発生時の対応

事業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故発生したときには、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を講じるとともに、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む)、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡します。事業者は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

○損害賠償責任保険

保険会社名 : 東京海上日動火災保険株式会社

保険内容 : 超ビジネス保険

9、高齢者虐待の防止

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催しその結果を周知徹底します。
- (2)虐待防止のための指針に沿った研修を定期的に実施し、未然防止のための意識の向上や啓発に努めます。

10、地域との連携

事業の運営に当たっては、町内会やボランティア等と連携し、地域との交流に努めることとします。

11、個人情報取り扱い及び事業計画、財務内容の閲覧について

(1)個人情報の取り扱い

利用者又は家族の個人情報の取扱いは、「個人情報保護に関する社内規則」に従って行いますが、次に掲げる通常提供の範囲のサービス内での利用目的及び関係する第三者へ通知するもの等についてはあらかじめ御了承ください。

尚、これらの目的で利用させていただく必要が生じた場合などには、改めて利用者又は家族の同意をいただくことにしています。

〈あらかじめ、ご了承ください利用目的〉

○サービス提供

- ・当社でのサービス提供
- ・他のサービス事業者、医療機関等との連携
- ・他のサービス事業者、医療機関等からの照会への回答
- ・利用者へのサービス提供のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ご家族への状況説明

○サービス料請求のための事務

- ・公費負担サービスに関する事務
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・公費負担サービスに関する行政機関へのレセプトの提出、照会への回答
- ・その他、公費負担サービスに関するサービス料請求のための利用

- 当社の管理業務
 - ・会計・経理
 - ・サービス提供時の事故等の報告
 - ・当該利用者のサービス向上
 - ・その他、当社の管理運営業務に関する利用
- 介護・医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等
- 業務の維持・改善のための基礎資料
- 社内で行われる実習への協力
- サービスの質の向上を目的として社内で行われる事例研究
- 外部監査期間への情報の提供

(2)事業計画、財務内容などの閲覧
「事業計画、財務内容などの閲覧に関する社内規制」に従って取り扱います。

12、相談窓口、苦情対応
サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- (1)事業所ご利用者相談室
- | | | |
|-------|---------------------|-------------------|
| 担当窓口 | 管理者 | 成松 真実 |
| | その他生活相談員 | |
| ご利用時間 | 営業日の午前9時30分～午後4時30分 | |
| ご利用方法 | (電話)093-616-2017 | 面接 随時 苦情箱（事業所に設置） |

- (2)公的機関
- ①北九州市各区役所 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当
- 対応時間 平日8時30分～午後5時

地区	電話番号	住所
門司区	093-331-1894(直通)	〒801-8510 門司区清滝1-1-1
小倉北区	093-582-3433(直通)	〒803-8510 小倉北区大手町1-1
小倉南区	093-951-4127(直通)	〒802-8510 小倉南区若園5-1-2
若松区	093-761-4046(直通)	〒808-8510 若園区浜町1-1-1
八幡東区	093-671-6885(直通)	〒805-8510 八幡東区中央1-1-1
八幡西区	093-642-1446(直通)	〒806-8510 八幡西区黒崎3-15-3
戸畑区	093-871-4527(直通)	〒804-8510 戸畑区千防1-1-1

- ②福岡県国民健康保険団体連合会(国保連)事業部 介護保険課 サービス相談窓口
- 対応時間 平日8時30分～午後5時
- 所在地 〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号
- 電話番号 092-642-7859【直通】

- 13、支援事業者(本社)の概要
- | |
|----------------------------------|
| 合同会社 ライフ |
| 代表者名 森 勝俊 |
| 所在地 〒807-0873 北九州市八幡西区藤原三丁目18番2号 |
| 電話番号 093-616-2017 |

事業所	事業内容	事業所番号	所在地・電話番号
リハビリ専門デイ アクティブホーム	地域密着型通所介護 北九州市予防給付型 通所サービス	4090300205	北九州市戸畑区浅生三丁目2番20号 TEL:093-616-2017

- 14、第三者評価の実施状況
- 実施あり

実施なし

15、連絡用紙について

連絡帳は作成しておりません。しかし体調不良やいつもと何かしらの異変を感じた場合、こちらから連絡用紙に記載してお渡します。

但し、ご要望があれば、毎回作成することもできます。